

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日とする)

## 目 次

- ◇告 示 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（環境政策課）  
保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課）  
保安施設地区の指定施業要件の変更予定（土地収用法による事業の認定（管理課））
- ◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）
- ◇正 誤 平成八年四月一日付鳥取県規則第三十二号中訂正  
平成十一年二月九日付鳥取県告示第七十八号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第百四十四号

騒音に係る環境基準（平成十年環境庁告示第六十四号）第一の一の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成十一年四月一日から施行する。

平成十二年十二月鳥取県告示第九百六十一号（騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定等について）は、平成十一年三月三十一日限り廃止する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

地域の類型	地 域
A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第一項から第四項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	鳥取市の区域のうち都市計画法第九条第五項から第七項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	鳥取市の区域のうち都市計画法第九条第八項から第十一項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

### 鳥取県告示第百四十五号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的別表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。
- 二 変更後の指定施業要件  
別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改めるものとする。

別表



昭和三十八年三月二十四日付農林省告示第六百十六号	鳥取地域森林計画	八頭地域森林計画	〃	日野地域森林計画	倉吉地域森林計画	八頭地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和三十八年十二月五日付農林省告示第二千三百五十号							
昭和三十八年十二月十二日付農林省告示第二千四百九十一号					倉吉地域森林計画		
昭和三十八年十二月十四日付農林省告示第二千五百十九号					〃		

鳥取県告示第四百十六号

次のように保安施設地区の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安施設地区の所在場所及び保安施設地区として指定された目的

別表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。

二 変更後の指定施業要件

別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改めるものとする。

別表

昭和三十八年四月十日付農林省告示第七百九十一号

米子地域森林計画

江府町森林整備計画

鳥取県告示第四百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

国府町

二 事業の種類

農業集落排水事業麻生地区処理施設建設工事

三 起業地

1 収用の部分 岩美郡国府町大字美歎字一丁田内地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡国府町大字町屋三〇五―一

国府町役場

〃

〃

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成11年3月12日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げるものを除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	初	平成11年4月28日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市桃町一丁目151 鳥取県米子警察署	倉吉、八橋、米子、境港、溝口、黒坂の各警察署の管内に居住する者
	経	平成11年4月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市桃町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	初	平成11年4月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署の管内に居住する者
	経	平成11年4月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習手数料及びその納付方法

ア 初心者講習 6,000円

イ 経験者講習 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑



### 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成11年度（平成11年4月から平成12年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成11年3月23日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

### 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 西尾邑次 様

次のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名



（法人にあつては、名称及び  
代表者の氏名）

電話番号

記

購 読 期 間	年 月 月 日 から 年 月 月 日 まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】